

婦人相談所一時保護所の概要（厚生労働省）

- 1 目的及び対象
- 一時保護所は要保護女子を一時保護する施設で、婦人相談所に設けなければならない。（売春防止法第34条）
- 婦人保護事業の対象者（平成14年3月29日 雇発第 0329003 号 雇用均等・児童家庭局長通知）
- ア 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- イ 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者
- ウ 配偶者（事実婚を含む。）からの暴力を受けた者
- エ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- 2 施設数
- 全国47か所（各都道府県の婦人相談所に設置）
- 3 一時保護
- 一時保護は、売春防止法に基づき婦人保護施設への収容保護又は関係諸機関等への移送等の措置が採られるまでの間行うほか、短期間の更生指導を必要とする場合等に行われる。
- なお平成14年度から配偶者暴力防止法により、配偶者からの暴力被害者及びその同伴する家族の一時保護を行うこととされ、さらに同法第3条第4項により母子生活支援施設、民間シェルター等一定の基準を満たす者に一時保護の委託が可能となっている。

（1）一時保護の状況（平成17年度）

	実 人 員	延 べ 人 員
要保護女子	6,449<1,409>	95,829<20,741>
同伴する家族	5,285<1,716>	83,101<24,531>

※ < >は、うち一時保護委託人員

（2）在所者の一時保護時の主訴別内訳

総数	夫等の暴力	帰宅先なし、住居問題	親族間の問題	人身取引、売春強要	子どもの問題	経済関係	離婚問題、家庭不和	医療関係	その他
(100%) 6,449	(68.8%) 4,438	(14.1%) 911	(4.1%) 265	(2.8%) 180	(2.6%) 166	(1.3%) 82	(1.1%) 74	(1.0%) 66	(4.1%) 267

（参考）DV法第3条第4項に基づく一時保護の委託契約施設数（平成18年4月1日現在）

施設区分	総 数	母子生活支援施設	民間団体	婦人保護施設	児童養護施設、乳児院	障害児者施設	老人関係施設	救護施設	その他
か所数	229(198)	83(82)	81(61)	18(18)	23(24)	9(4)	7(3)	4(4)	4(2)

注1）（ ）内は、H.17.3.1 現在

- 4 施設形態
- 一時保護所には、居室のほかに給食施設、浴室等があり、指導員、看護師、調理員等の職員が配置されている。
- 5 支援内容
- 衣食その他日常生活に必要なものを給付するとともに、性行、生活態度、心身の健康状態等の観察を通じて必要な指導を行う。